

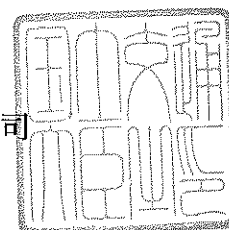
国鉄総第 422 号

平成 22 年 2 月 24 日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 前原 誠司



交通政策審議会に対する諮問について

全国新幹線鉄道整備法第 14 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第 96 号】

中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について

【諮問理由】

全国新幹線鉄道整備法第 14 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定に関し、諮問するものである。

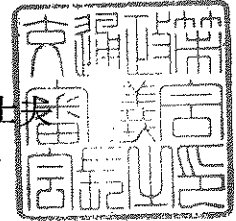
国 土 交 通 省



国交政審（陸）第6号
平成22年2月24日

交通政策審議会 陸上交通分科会
分科会長 家田 仁 殿

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫



交通政策審議会陸上交通分科会への付託について

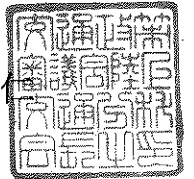
国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第96号「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき陸上交通分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。



国交政審（陸）第7号
平成22年 2月24日

交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会
部会長 家田 仁 殿

交通政策審議会 陸上交通分科会
分科会長 家田



交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第96号「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」があり、本分科会へ付託されましたので、交通政策審議会陸上交通分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき鉄道部会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。